

平成24年度  
個人情報保護に関する法律  
施行状況の概要

平成25年9月  
消費者庁

## 平成 24 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができるとされています。

また、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 24 年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」（平成 25 年 2 月）を御参照ください。[http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213\\_02.html](http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html)

## 目 次

■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況	1
■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況	5
■ 第3章 法施行後8年間（平成17年度～平成24年度）の施行状況の傾向	14
資料編	16
参照条文等	45

# 個人情報保護に関する法律の施行状況について

## 第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

### 1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成25年3月31日現在、事業等を所管する各省庁により、27分野について40本のガイドラインが策定されている。このうち、平成24年度中に新たに策定したものが2本、見直しを行ったものが10本あった。

表1 平成24年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

	対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策定	外務 <sup>(注)</sup>	外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年4月2日
	福祉 <sup>(注)</sup>	厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成25年3月29日
見直し	医療 [研究]	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（告示）	平成25年2月8日
	郵便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年10月1日
	経済産業	経済産業省	医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン（告示）	平成24年10月15日
	雇用管理 [一般]	厚生労働省	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年5月14日
	雇用管理 [一般]	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（局長通達）	平成24年6月11日
	雇用管理 [船員]	国土交通省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成25年3月29日

警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成 24 年 6 月 18 日
職業紹介等 [一般]	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針 (告示)	平成 24 年 9 月 10 日
労働者派遣 [一般]	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 (告示)	平成 24 年 8 月 10 日
労働組合	厚生労働省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン (告示)	平成 24 年 8 月 23 日

(注) 外務及び福祉分野については、従来策定されていたガイドラインを廃止し、新規にガイドラインを策定するという形をとった。

## 2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況(法第 32 条～第 34 条)

平成 24 年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収を 8 件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った(平成 23 年度は、報告の徴収 16 件、助言 1 件)。

表 2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠条文(注 1)
金融庁長官(注 2)	報告の徴収 7 件	第 20 条(安全管理措置) 7 件 第 21 条(従業者の監督) 1 件 第 22 条(委託先の監督) 1 件
経済産業大臣	報告の徴収 1 件	第 20 条(安全管理措置) 1 件
合計	報告の徴収 計 8 件	第 20 条(安全管理措置) 8 件 第 21 条(従業者の監督) 1 件 第 22 条(委託先の監督) 1 件

(注) 1. 複数の条文に基づいて 1 件の権限行使を実施している場合がある。

2. 法第 52 条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)第 12 条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

### 3. 認定個人情報保護団体の認定の状況（法第37条）

平成25年3月31日現在、法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計39団体である。

表3 各省庁の認定個人情報保護団体の認定状況

省庁名	認定団体数
警察庁	1団体
金融庁	9団体
総務省	3団体
厚生労働省	8団体
経済産業省	19団体
国土交通省	3団体
合計（重複分を除く。）	39団体

(注)認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値

#### 4. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

法の定め以上に個人情報提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対して、平成 24 年度に各府省庁が行った取組のうち、主なものは次のとおりである。

##### ○ 厚生労働省、経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、消費者庁

- ・ 亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」に対する防止策として、地域において支援を必要とする者を把握し、適切に支援する観点から、次のような内容に関する通知等を発出するなど、平成 23 年度に引き続き、対応を進めた。
  - － 電気・ガス・水道事業者、不動産関係団体等と、地方公共団体の福祉担当部局との連携強化の依頼
  - － 生命、身体、財産の保護が必要なケースでは個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進
  - － 先進的な取組を実施している地域の事例の情報提供 等

##### ○ 内閣府

- ・ 中央防災会議の下の防災対策推進検討会議において取りまとめられ、中央防災会議に報告された最終報告（平成 24 年 7 月）において、
  - － 災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき
  - － 災害時における地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保護法制との関係を整理すべきとされた。これを受けて、市町村長が名簿を作成して関係者と共有すること、市町村長が被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成できるものとする等について、個人情報保護法との関係を整理しつつ、災害対策基本法に規定することについて検討を行った。

##### ○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を全国 13 会場で開催し、約 3,100 人の方に参加いただいた。

## 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

### 1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

#### (1) 全体的な状況

平成24年度において、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計5,623件**である（平成23年度は合計5,267件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約94%**を占めている。

表4 受付機関別の苦情相談数

受付機関		平成24年度		(参考)平成23年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
地方公共団体	消費生活センター	5,283	(94.0%)	4,875	(92.6%)
	その他	164	(2.9%)	179	(3.4%)
国民生活センター		176	(3.1%)	213	(4.0%)
合計		5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターで受け付けた分を集計  
 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計  
 3. 平成24年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成25年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年6月28日までの国民生活センター受領分  
 平成23年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成24年5月31日までの登録分。「その他」受付分は、同年6月7日までの登録分

#### (2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、**特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)**が全体の**約36%**を占めている。また、**その他の事業分野**に関する苦情相談は、**約41%**を占めている。

表5 事業分野別の苦情相談数

事業分野		平成24年度		(参考)平成23年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(重複分を除く。)		2,035	(36.2%)	2,031	(38.6%)
	医療	137	(2.4%)	86	(1.6%)
	金融・信用	404	(7.2%)	325	(6.2%)
	情報通信	1,514	(26.9%)	1,630	(30.9%)
その他の事業分野		2,318	(41.2%)	1,917	(36.4%)
不明		1,341	(23.8%)	1,354	(25.7%)
合計(重複分を除く。)		5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)



### (3) 相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約 41%で最も多く、次いで、同意のない提供に関するものが約 21%、漏えい・紛失に関するものが約 20%、目的外利用に関するものが約 15%となっている。

表6 相談内容の内訳

相談内容	平成 24 年度		(参考) 平成 23 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
不適正な取得	2,282	(40.6%)	2,789	(53.0%)
同意のない提供	1,167	(20.8%)	1,286	(24.4%)
漏えい・紛失	1,138	(20.2%)	802	(15.2%)
目的外利用	863	(15.3%)	755	(14.3%)
開示等	211	(3.8%)	172	(3.3%)
苦情等の窓口対応	191	(3.4%)	194	(3.7%)
情報内容の誤り	68	(1.2%)	69	(1.3%)
オプトアウト違反	64	(1.1%)	19	(0.4%)
委託先等の監督	39	(0.7%)	36	(0.7%)
その他	966	(17.2%)	711	(13.5%)
合計 (重複分を除く。)	5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

### (4) 処理結果の状況

処理結果は、助言 (自主交渉)を行ったものが全体の約 75%を占めており、続いて、その他情報提供を行ったものが約 17%となっている。

表7 相談処理結果の状況

処理結果の種類	平成 24 年度		(参考) 平成 23 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
助言 (自主交渉)	4,218	(75.0%)	4,174	(79.2%)
その他情報提供	971	(17.3%)	827	(15.7%)
あっせん解決	174	(3.1%)	106	(2.0%)
他機関紹介	136	(2.4%)	92	(1.7%)
処理不要	78	(1.4%)	43	(0.8%)
処理不能	33	(0.6%)	17	(0.3%)
あっせん不調	13	(0.2%)	8	(0.2%)
合計	5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「助言 (自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言 (自主交渉)」に該当しないものを指す。

## 2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

### (1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成24年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案※は、**合計319件**である。

【参考】	平成17年度：1,556件	平成18年度：893件
	平成19年度：848件	平成20年度：538件
	平成21年度：490件	平成22年度：413件
	平成23年度：420件	

※ 「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

### (2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数（以下「漏えいした人数」という。）別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約67%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表8 漏えいした人数

漏えいした人数	平成24年度		(参考)平成23年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500人以下	215	(67.4%)	295	(70.2%)
501～5,000人	57	(17.9%)	64	(15.2%)
5,001～50,000人	29	(9.1%)	41	(9.8%)
50,001人以上	13	(4.1%)	13	(3.1%)
不明	5	(1.6%)	7	(1.7%)
合計	319	(100.0%)	420	(100.0%)

(注) ( )内は、漏えい事案全体（平成24年度：319件、平成23年度：420件）に対する割合

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 27%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成 24 年度				(参考)平成 23 年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ		件数 (割合)		うち基本情報のみ	
顧客情報	309	(96.9%)	84	(26.3%)	410	(97.6%)	66	(15.7%)
従業員情報	14	(4.4%)	4	(1.3%)	12	(2.9%)	1	(0.2%)
その他の情報	15	(4.7%)	4	(1.3%)	11	(2.6%)	1	(0.2%)
合計 (重複分を除く。)	319	(100.0%)	87	(27.3%)	420	(100.0%)	67	(16.0%)

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数

### (3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約 42%、紙媒体のみが約 56%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約 72%を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 21%にとどまる。

表 10 - 1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	36	(11.3%)	4	(1.3%)	0	(0.0%)	2	(0.6%)	
一部措置有	11	(3.4%)	15	(4.7%)	0	(0.0%)			
措置無	75	(23.5%)	152	(47.6%)	2	(0.6%)			
措置不明	13	(4.1%)	8	(2.5%)	1	(0.3%)			
合計	135	(42.3%)	179	(56.1%)	3	(0.9%)	2	(0.6%)	319

- (注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合  
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。  
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置がとられていた件数(一部についてのもも含む。)は約 35%であり、情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約 85%の事案において情報保護措置がとられていなかった。

表 10 - 2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	36	(26.7%)	4	(2.2%)
一部措置有	11	(8.1%)	15	(8.4%)
措置無	75	(55.6%)	152	(84.9%)
措置不明	13	(9.6%)	8	(4.5%)
合計	135	(100.0%)	179	(100.0%)

【参考：平成 23 年度】

表 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	45	(10.7%)	6	(1.4%)	0	(0.0%)	3	(0.7%)	
一部措置有	21	(5.0%)	6	(1.4%)	5	(1.2%)			
措置無	78	(18.6%)	230	(54.8%)	4	(1.0%)			
措置不明	12	(2.9%)	6	(1.4%)	4	(1.0%)			
合計	156	(37.1%)	248	(59.0%)	13	(3.1%)	3	(0.7%)	420

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合  
 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

表 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	45	(28.8%)	6	(2.4%)
一部措置有	21	(13.5%)	6	(2.4%)
措置無	78	(50.0%)	230	(92.7%)
措置不明	12	(7.7%)	6	(2.4%)
合計	156	(100.0%)	248	(100.0%)

#### (4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約77%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約20%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約79%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが9件、「不注意」によるものが221件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。
- 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが29件、「不注意」によるものが8件であり、その多くが「意図的」なものである。

表 11 漏えい元・漏えいした者

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	4 (1.3%)	184 (57.7%)	20 (6.3%)	208 (65.2%)	25 (7.8%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	29 (9.1%)	3 (0.9%)	7 (2.2%)	247 (77.4%)
委託先	5 (1.6%)	37 (11.6%)	2 (0.6%)	44 (13.8%)	4 (1.3%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	8 (2.5%)	2 (0.6%)	10 (3.1%)	64 (20.1%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (2.5%)	8 (2.5%)
合計	9 (2.8%)	221 (69.3%)	22 (6.9%)	252 (79.0%)	29 (9.1%)	8 (2.5%)	0 (0.0%)	37 (11.6%)	5 (1.6%)	25 (7.8%)	319 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合

#### 【参考：平成 23 年度】

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	3 (0.7%)	239 (56.9%)	9 (2.1%)	251 (59.8%)	17 (4.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	19 (4.5%)	22 (5.2%)	8 (1.9%)	300 (71.4%)
委託先	11 (2.6%)	80 (19.0%)	2 (0.5%)	93 (22.1%)	7 (1.7%)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	15 (3.6%)	6 (1.4%)	3 (0.7%)	117 (27.9%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 (0.7%)	3 (0.7%)
合計	14 (3.3%)	319 (76.0%)	11 (2.6%)	341 (81.2%)	24 (5.7%)	8 (1.9%)	2 (0.5%)	34 (8.1%)	28 (6.7%)	14 (3.3%)	420 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合

## (5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、**全て**の事案において、事業者によって何らかの**安全管理対策**が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の**約 95%**の事業者が教育・研修の実施などの**組織的対策**を講じている。

表 12 - 1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置実施せず	不明
		安全管理対策			その他の対応			
		組織的	技術的					
平成 24 年度	319 (100.0%)	319 (100.0%)	311 (97.5%)	302 (94.7%)	99 (31.0%)	283 (88.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 平成 23 年度	420 (100.0%)	420 (100.0%)	407 (96.9%)	392 (93.3%)	128 (30.5%)	402 (95.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 12 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答

3. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

- ③ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の**約 82%**の事業者が**本人への謝罪・連絡**を行っており、次いで、**約 28%**の事業者が**警察への届出**、**約 21%**の事業者が**専用窓口の設置**を行っている。

表 12 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複を除く。)	本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配布	警察への届出	その他
平成 24 年度	283 (88.7%)	263 (82.4%)	67 (21.0%)	14 (4.4%)	90 (28.2%)	23 (7.2%)
(参考) 平成 23 年度	402 (95.7%)	365 (86.9%)	97 (23.1%)	16 (3.8%)	113 (26.9%)	27 (6.4%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

## (6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は**90 件**であり、全体(319 件)の**約 28%**である(平成 23 年度は 420 件中 98 件)。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは**63 件**であり(平成 23 年度は 62 件)、**約 70%**の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

### 3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求及び自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置）の状況は、次のとおりである。

表13 認定個人情報保護団体の取組の状況

所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	187	66	0	56	0	29
総務省	307	40	28	28	0	0
厚生労働省	3	0	0	24	0	1
経済産業省	414	69	28	36	2	7
国土交通省	56	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	613	145	28	116	2	37

（注）「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考：平成23年度】

所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	239	91	0	24	0	29
総務省	310	40	41	41	0	0
厚生労働省	3	1	0	16	0	1
経済産業省	405	125	47	60	2	0
国土交通省	49	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	655	225	47	100	2	30

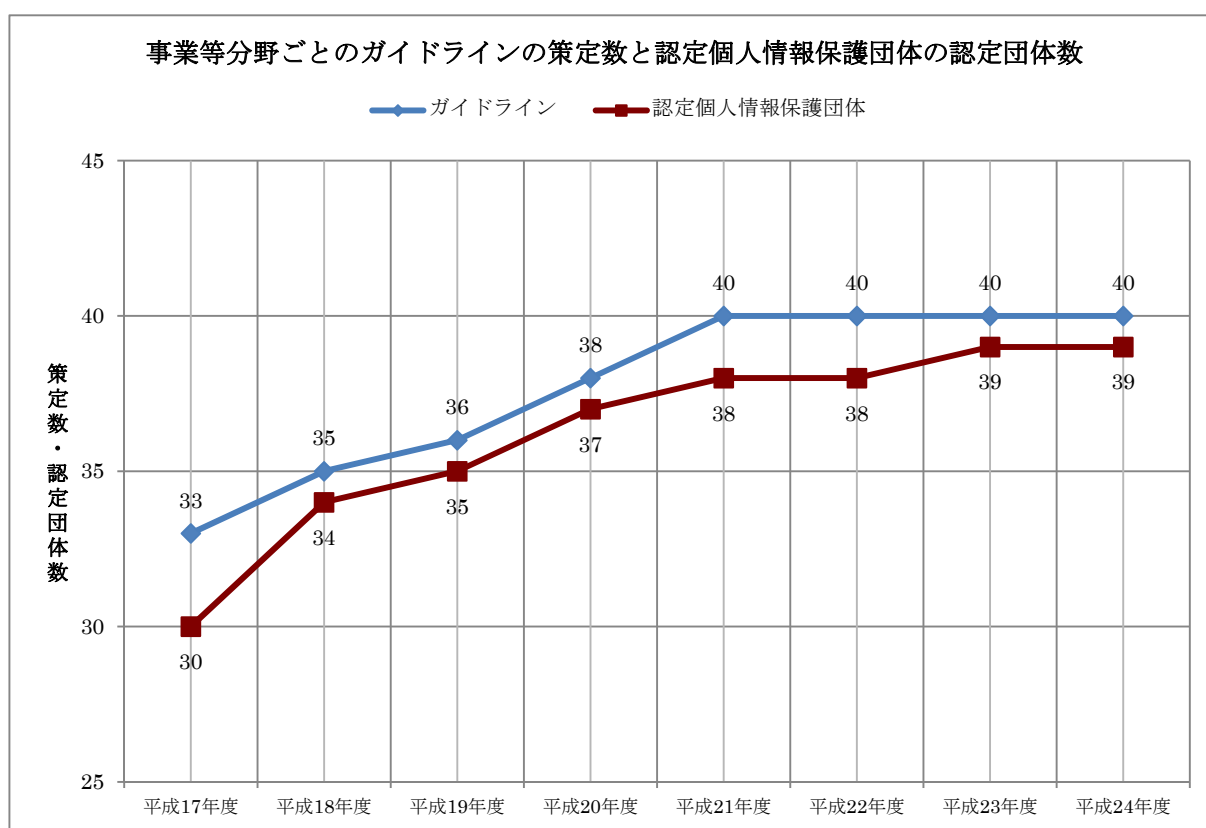


### 第3章 法施行後8年間（平成17年度～平成24年度）の施行状況の傾向

#### 1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

事業等分野ごとのガイドラインの策定数について、平成17年度末時点と平成24年度末時点とを比較すると、7本増加した（平成17年度末時点：21分野について33本、平成24年度末時点：27分野について40本）。

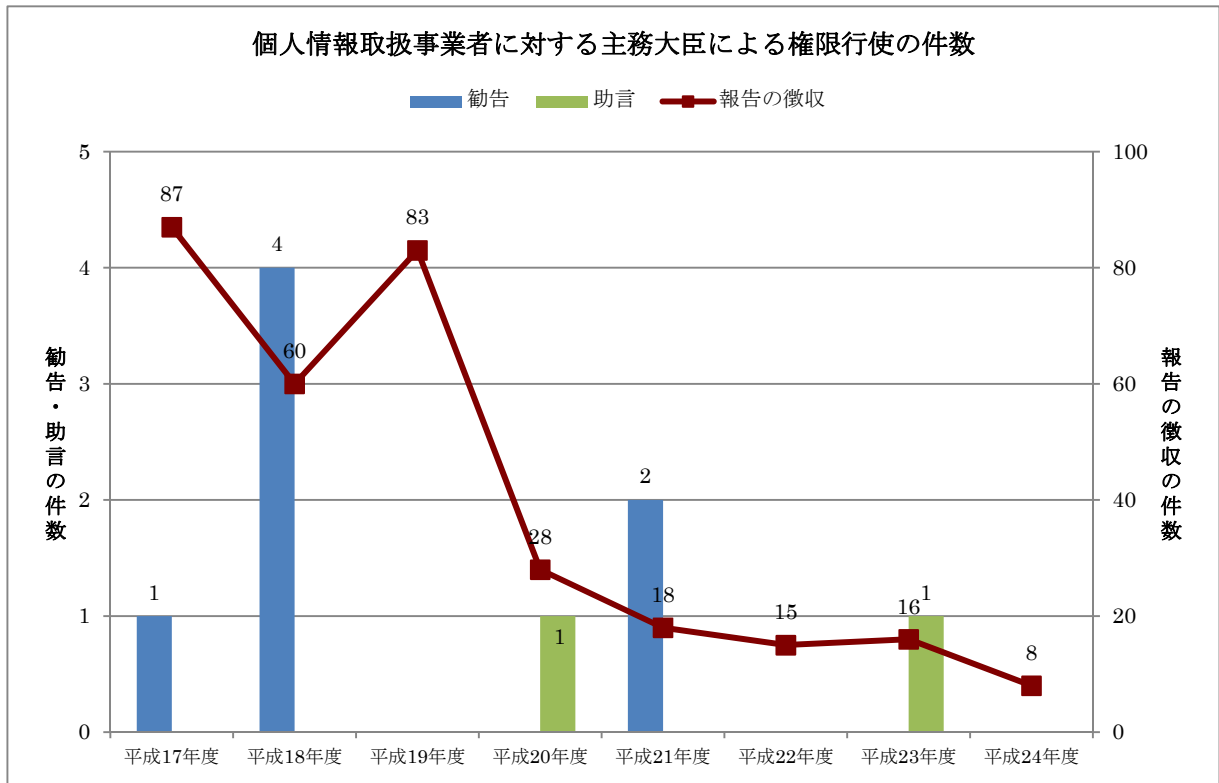
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成24年度末時点とを比較すると、9団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成24年度末時点：39団体）。



(注)上記「策定数」・「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数

#### 2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

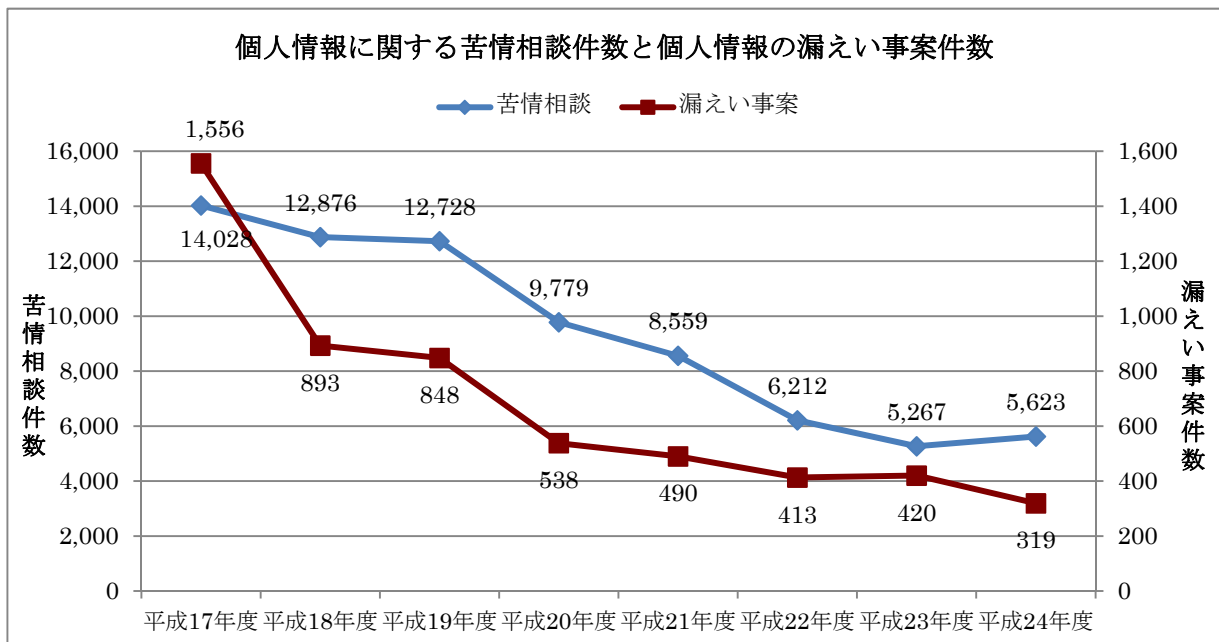
個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成24年度の8年間で、7件の勧告、315件の報告の徴収、2件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、増減が若干あるものの、全体としては、法施行以降、おおむね減少傾向にある。



### 3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は 14,028件であったが、近年若干の増減はあるものの減少傾向にあり、平成24年度は 5,623件となっている。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は 1,556件であったが、平成24年度は 319件であり、近年若干の増減はあるものの減少傾向にある。



## 資料編

# 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

## 1-1 事業等分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成24年度中に新たに策定したガイドライン  
 下線 ⇒平成24年度中に見直しを行ったガイドライン

平成25年3月31日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組	
医療	一般	厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成22年9月17日(見直し)	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月30日 平成18年3月23日～4月5日(見直し時) 平成22年7月28日～8月27日(見直し時)	○平成25年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
			健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月27日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年12月9日～12月22日	○平成25年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
			医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) 【参考 ガイドライン内の一部において、法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の解説を行っている。】	平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年3月31日(見直し) 平成22年2月1日(見直し)	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成19年2月16日～3月19日(見直し時) 平成20年2月20日～3月21日(見直し時) 平成21年2月24日～3月25日(見直し時) 平成21年12月22日～平成22年1月20日(見直し時)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。
			国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年4月1日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日)	○平成25年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
			国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年9月15日	○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日)	○平成25年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日 平成17年6月29日(見直し) 平成20年12月1日(見直し) 平成25年2月8日(見直し)	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」  ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日)  <平成25年見直し時> (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月22日～11月19日 平成24年2月3日～3月3日(見直し時)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
医療	研究	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日 平成20年12月1日(見直し)	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
		疫学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日 平成17年6月29日(見直し) 平成19年8月16日(見直し) 平成20年12月1日(見直し)	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 <平成19年見直し時> (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会疫学指針の見直しに関する研究専門委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会疫学研究指針の見直しに関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日 平成19年5月16日～6月15日(見直し時)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
	厚生労働省	臨床研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	○「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成16年10月29日～11月19日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
	厚生労働省	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示)	平成18年7月3日	○「厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント 平成18年3月9日～平成18年4月7日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・個人情報保護法の定める法的義務の適用が除外される活動(個人情報保護法第50条第1項第3号参照)をも対象とする倫理等の指針であるから。
金融・信用	金融	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し) 平成21年11月20日(見直し)	○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成21年7月10日～8月10日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月10日～8月10日) ・改正(平成21年11月20日金融庁告示第63号)
		金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成17年1月6日	○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年11月19日～12月3日	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を補足するものであり、個人情報保護法を直接の根拠としないため。
	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)	○「産業構造審議会割賦販売分科会個人情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月29日 平成18年9月7日～10月6日(見直し時)

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
情報通信	電気通信	総務省 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し) 平成21年12月1日(見直し) 平成22年7月29日(見直し) 平成23年11月2日(見直し)	○「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月28日～7月27日 平成17年8月8日～平成17年9月8日(見直し時) 平成21年9月3日～平成21年10月5日(見直し時) 平成22年5月27日～平成22年6月28日(見直し時) 平成23年8月2日～平成23年8月31日(見直し時) ○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年9月3日～10月5日) ・改正(平成21年12月1日総務省告示第543号)
	放送	総務省 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し) 平成21年9月16日(見直し) 平成23年6月29日(見直し)	○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「衛星放送の将来像に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成16年7月2日～7月30日 平成18年7月21日～8月31日 平成19年2月6日～3月7日(見直し時) 平成21年7月8日～8月6日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月8日～8月6日) ・改正(平成21年9月16日総務省告示第448号)
	郵便	総務省 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日 平成24年10月1日(見直し)	○「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日	○対応完了 ・策定時から内容を備えている。
	信書便	総務省 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日	○「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント 平成20年1月19日～2月18日	○対応完了 ・策定時から内容を備えている。
経済産業	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)	○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～7月14日 平成18年12月14日～平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日～平成20年1月17日(見直し時) 平成21年6月30日～平成21年7月29日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～平成21年7月29日) ・改正(平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号)
		経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	○パブリックコメント 平成16年10月25日～11月19日	○平成25年度に見直しを実施(平成24年度中に関係企業向けアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、平成25年度中に形式的整備を実施予定)
		医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示)	平成20年7月24日 平成24年10月15日(見直し)	○「パーソナル情報研究会」 ○パブリックコメント 平成20年2月20日～平成20年3月19日 平成24年2月23日～平成24年3月23日(見直し時)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
雇用管理	一般 厚生労働省	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年7月1日 平成24年5月14日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント 平成16年6月15日～6月29日 平成24年3月13日～4月12日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年3月13日～4月12日) ・改正(平成24年5月14日厚生労働省告示第357号)
		雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日 平成24年6月11日(見直し)	○「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月15日～10月28日 ○改正(平成24年6月11日厚生労働省局長通達)	○共通化の対象となるガイドラインに該当しない。 ・「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を補足する位置付けであり、個人情報保護法を直接の根拠とするものではない。
	船員 国土交通省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年9月29日 平成25年3月29日(見直し)	○パブリックコメント 平成16年8月10日～8月23日 平成24年5月23日～6月21日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年5月23日～6月21日) ・改正(平成25年3月29日国土交通省告示第292号)
警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成22年2月5日 平成24年6月18日(見直し)	○パブリックコメント 平成21年11月20日～12月21日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年11月20日～12月21日) ・策定(平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号)
法務	法務省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日 平成21年9月30日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年9月29日～10月20日 平成21年7月24日～8月24日 ○改正(平成21年9月30日法務省告示)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年7月24日～8月24日) ・改正(平成21年9月30日法務省告示第453号)
		債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し) 平成22年3月15日(見直し)	○パブリックコメント 平成16年11月9日～11月30日 平成21年12月24日～平成22年1月28日 ○部内において検討(見直し時) ○改正(平成22年3月15日法務省告示)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年12月24日～平成22年1月28日) ・改正(平成22年3月15日法務省告示第126号)
外務	外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年4月2日	○パブリックコメント 平成24年2月17日～3月17日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年2月17日～3月17日) ・策定(平成24年4月2日外務省告示第112号)
財務	財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年11月25日 平成22年3月19日(見直し)	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成16年9月30日～10月29日 平成22年1月12日～2月11日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成22年1月12日～2月11日) ・改正(平成22年3月19日財務省告示第91号)
文部科学	文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年3月29日	○パブリックコメント 平成24年2月8日～3月8日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年2月8日～3月8日) ・策定(平成24年3月29日文部科学省告示第62号)

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
福祉	厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成25年3月29日	○パブリックコメント 平成25年1月23日～2月22日 平成25年3月8日～3月14日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成25年1月23日～2月22日、平成25年3月8日～3月14日) ・策定(平成25年3月29日厚生労働省告示第85号)
職業紹介等	一般 厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年9月10日(見直し)	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日	○対応完了 ・改正(平成24年9月10日厚生労働省告示第506号)
	船員 国土交通省	無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示)	平成17年2月28日	○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日)	○見直し中(平成25年度中に見直し予定)
労働者派遣	一般 厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年8月10日(見直し)	○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント 平成16年10月1日～10月22日 平成24年6月28日～7月27日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年6月28日～7月27日) ・改正(平成24年8月10日厚生労働省告示第474号)
	船員 国土交通省	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年2月28日	○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日)	○見直し中(平成25年度中に見直し予定)
労働組合	厚生労働省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日 平成24年8月23日(見直し)	○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成24年5月11日～6月11日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年5月11日～6月11日) ・改正(平成24年8月23日厚生労働省告示第486号)
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	○局内において検討	○平成25年度以降に見直しを実施(社会保障・税番号制度の導入(番号法等)に対応する際に、告示化等の必要な措置を講ずる。)
農林水産	農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年7月10日	○パブリックコメント 平成21年1月27日～2月25日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年1月27日～2月25日) ・策定(平成21年7月10日農林水産省告示第924号)
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日 平成24年3月30日(見直し)	○パブリックコメント 平成16年9月21日～10月20日 平成24年1月24日～2月22日(見直し時)	○対応完了 ・パブリックコメント(平成24年1月24日～2月22日) ・改正(平成24年3月30日国土交通省告示第363号)



分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過	共通化に向けた取組
環境	環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年12月10日	○パブリックコメント 平成21年6月30日～平成21年7月29日	○対応完了 ・パブリックコメント(平成21年6月30日～7月29日) ・策定(平成21年12月10日環境省告示第81号)
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	○パブリックコメント 平成18年3月30日～平成18年4月28日	○見直し中(平成25年度中に見直し予定)
<b>合計27分野</b>		<b>合計40ガイドライン</b>			

## 1-2 その他の分野に関するガイドライン

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定期期	検討の経過
行政機関	総務省	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
独立行政法人	総務省	独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
警察共済組合	警察庁	警察共済組合が講じるべき個人情報保護のための措置に関する要領(官房長通達)	平成22年2月17日 平成24年6月14日(見直し)	○部内において検討
地方公務員共済組合	総務省	地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月28日	○部内において検討
<b>合計4分野</b>		<b>合計4ガイドライン</b>		

## 2 主務大臣による権限の行使の状況

名称	主務大臣	行使した権限	権限行使の年月日	権限行使の契機	関連条文
※該当なし					
計0件					

(注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について記載。  
なお、上記以外に、各省庁において、報告の徴収を8件実施している。

### 3 認定個人情報保護団体の認定の状況

平成25年3月31日現在

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
警備業	警察庁	一般社団法人 全国警備業協会	03-3342-5821	東京都新宿区西新宿1-9-18永和ビル7階	平成20年11月21日	181	警備業における個人情報の保護に関するガイドライン
証券業	金融庁	日本証券業協会	03-3667-8427	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年4月1日	478	個人情報の保護に関する指針
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	03-3286-2648	東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3F	平成17年4月1日	43	・生命保険業における個人情報保護のための取扱指針 ・生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	一般社団法人 日本損害保険協会	03-3255-1470	東京都千代田区神田淡路町2-9	平成17年4月1日	28	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
保険業	金融庁	一般社団法人 外国損害保険協会	03-5425-7850	東京都港区虎ノ門3-20-4虎ノ門鈴木ビル7階	平成18年11月30日	15	・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	03-5222-1700	東京都千代田区丸の内1-3-1	平成17年4月15日	245	個人情報保護指針
信託業	金融庁	一般社団法人 信託協会	0120-817335	東京都千代田区大手町2-6-2	平成17年4月15日	52	個人情報の保護と利用に関する指針
投資信託委託業	金融庁	一般社団法人 投資信託協会	03-5614-8440	東京都中央区日本橋兜町2-1東京証券取引所ビル6階	平成17年7月1日	129	個人情報の保護に関する指針
証券投資顧問業	金融庁	一般社団法人 日本投資顧問業協会	03-3663-0505	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年7月1日	755	個人情報の保護に関する取扱指針
貸金業	金融庁	日本貸金業協会	03-5739-3011	東京都港区高輪三丁目19番15号二葉高輪ビル2F・3F	平成22年3月31日	1,312	個人情報保護指針
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	03-5213-4714	東京都千代田区平河町2-9-2エスパリエ平河町ビル	平成17年4月12日	260	受信者情報取扱事業における個人情報保護指針

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
電気通信事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル7F	平成17年4月12日	142	電気通信事業における個人情報保護指針
プライバシーマーク付 と認定事業者が行う 事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	03-5860-7565	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内	平成17年6月27日	8,744	個人情報保護マネジメントシステム-要求事項 (JIS Q 15001:2006)
製菓業	厚生労働省	日本製菓団体連合会	03-3270-1810	東京都中央区日本橋本町3-4-18	平成17年10月20日	646	製菓企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	03-3234-5165	東京都千代田区三崎町3-7-12 清話会ビル	平成18年2月13日	2,348	全日本病院協会における個人情報保護指針
医療	厚生労働省	一般社団法人 日本病院会	03-3265-0077	東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル	平成19年3月26日	2,370	日本病院会個人情報保護法への対応の手引き
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	03-6438-2852	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-12-1-302	平成18年3月24日	118	個人情報の適正な取扱い確保のための指針
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン	092-643-7577	福岡県福岡市東区馬出2-1-22	平成18年3月24日	14	個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	098-882-5704	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	平成18年2月2日	691	福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	058-278-5136	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号	平成18年3月30日	290	福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針
手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんま マッサージ指圧・整体・カイロプラティック ス・リラクゼーション 等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	03-5296-5011	東京都千代田区神田須田町1-8 パールビル7F	平成18年3月31日	605	個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんま マッサージ指圧・整体・カイロプラティック ス・リラクゼーション事業者等を対象とするガイドライン
ギフト用品に関する 事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	03-3847-0691	東京都台東区寿3-15-10 ペンギンビル3階	平成17年5月13日	70	個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン
クレジット事業	経済産業省	社団法人 日本クレジット協会	03-5645-3360	東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 6階	平成21年7月1日	886	個人情報保護指針
印刷・グラフィック サービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業会	03-3667-3771	東京都中央区日本橋小伝馬町7-16	平成17年12月7日	357	印刷・グラフィックサービス工業 個人情報保護ガイドライン
小売業	経済産業省	一般社団法人 日本専門店協会	03-5411-5351	東京都港区北青山2-12-8	平成17年12月7日	218	専門店における個人情報保護法ガイドライン

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	03-5789-2355	東京都港区港南4-1-6 ビュロー品川11階	平成18年2月10日	71	個人情報保護指針
経済産業分野	経済産業省	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	03-5729-3711	東京都目黒区中根2-13-18第百生命都立大学駅前ビル	平成18年2月13日	4	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	026-267-6077	長野県長野市若里7丁目7-2オフィスリンク内	平成18年8月4日	12	長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン
結婚情報サービス業	経済産業省	一般社団法人 結婚相談業サポート協会	03-6233-2915	東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105	平成20年7月7日	385	結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚相手紹介サービス協会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-32-6ハイヴ本郷401	平成20年12月15日	6	結婚相手紹介サービス協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	03-5275-2174	東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12階	平成21年4月20日	856	個人情報保護指針
結婚情報サービス業	経済産業省	ナノライセンス結婚専科システム協議会	075-361-8858	京都府京都市下京区高辻通り新町西入ル堀之内町272-7 京都3号館ビル	平成22年2月24日	9	個人情報保護指針
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8160	大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル内	平成18年3月9日	490	個人情報保護指針
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	03-5379-8101	東京都新宿区四谷4-3-20 COI四谷4丁目ビル2F	平成17年5月13日	140	個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4-28-3	平成18年3月31日	18	全国こころの会における個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者	経済産業省	一般社団法人 日本個人情報管理協会	03-4415-2031	東京都港区高輪2-15-8 グレイスビル泉岳寺前	平成23年7月20日	52	個人情報保護指針
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	03-5733-3110	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	平成17年5月19日	1,533	自動車販売業個人情報保護指針
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	一般社団法人 全国自動車標板協議会	03-3813-5911	東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル4階	平成17年12月27日	57	交付代行者等個人情報保護指針

対象事業 等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口 の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
賃貸住宅管理業	国土交通省	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	(fax及びメール により受付) fax 03-6265- 1556 info@jpm.jp	東京都中央区八重洲2-1-5 東京 駅前ビル8階	平成19年3月16日	1,028	賃貸住宅管理業における個人情報 保護に関するガイドライン
		計39団体					計42本

#### 4 いわゆる「過剰反応」に対する取組状況(平成24年度)

府省庁	取組内容
厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)、国土交通省、消費者庁	<p>○孤立死の防止対策についての通知等 亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」に対する防止策として、地域において支援を必要とする者を把握し、適切に支援する観点から、次のような内容に関する通知等を発出するなど、平成23年度に引き続き、対応を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 電気・ガス・水道事業者、不動産関係団体等と、地方公共団体の福祉担当部局との連携強化の依頼</li> <li>－ 生命、身体、財産の保護が必要なケースでは個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進</li> <li>－ 先進的な取組を実施している地域の事例の情報提供 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成24年4月3日資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長及びガス市場整備課長、資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)名通知。電力会社、ガス関係事業者宛)</li> <li>・「個人情報の適切な共有について」(平成24年4月26日消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡。各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課及び個人情報保護法担当課宛)</li> <li>・「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」(平成24年5月9日健水発0509第1号厚生労働省健康局水道課長通知。厚生労働大臣認可水道事業者、都道府県水道行政主管部(局)長宛)</li> <li>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(平成24年5月11日社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛)</li> <li>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課及び国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡。各都道府県・指定都市・中核市住宅主管部(局)及び民生主管部(局)宛)</li> <li>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課及び国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室事務連絡。独立行政法人都市再生機構住宅経営部宛)</li> <li>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省土地・建設産業局不動産課及び住宅局住宅総合整備課事務連絡。不動産関係団体宛)</li> </ul>
内閣府	<p>○災害対策法制についての検討 中央防災会議の下の防災対策推進検討会議において取りまとめられ、中央防災会議に報告された最終報告(平成24年7月)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき</li> <li>－ 災害時における地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保護法制との関係を整理すべき</li> </ul> <p>とされた。これを受けて、市町村長が名簿を作成し関係者と共有すること、市町村長が被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成できるものとする等について、個人情報保護法との関係を整理しつつ、災害対策基本法に規定することについて検討を行った。</p>
警察庁	<p>○死因等調査のために実施する医師等に対する病歴等の調査への協力依頼 警察が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするために実施する医師等に対する病歴等の調査については、個人情報の保護を理由に医師等から回答を得られない場合があったことから、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号)の施行に合わせて、同法第4条第3項に基づく死者の診療情報の提供について理解と協力を求める以下の依頼文を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について(依頼)」(平成25年3月21日警察庁丙捜一発第6号警察庁刑事局長から厚生労働省医政局長宛)</li> <li>・「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な施行のための医師の御協力について」(平成25年3月28日警察庁丙捜一発第8号警察庁刑事局長から日本医師会会長ほか5医療関係団体の長宛)</li> <li>・「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な施行のための歯科医師の御協力について」(平成25年3月28日警察庁丙捜一第9号警察庁刑事局長から日本歯科医師会会長宛)</li> </ul>



府省庁	取組内容
金融庁	<p>○個人情報の取扱いに関する研修会への講師派遣  以下のとおり行われた一般社団法人投資信託協会・一般社団法人日本証券投資顧問業協会共催の研修会(平成25年3月開催)に対し、講師を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ:金融分野における個人情報の保護について</li> <li>・対象者:両協会会員役職員(参加人数約230名)</li> </ul>
消費者庁	<p>○平成24年度個人情報保護法に関する説明会の開催  平成24年11月～平成25年2月にかけて、全国13か所で以下のとおり個人情報保護法に関する説明会を開催した(開催都道府県等及び独立行政法人国民生活センターと共催)。なお、平成24年度は、地方公共団体等が、いわゆる「見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ:個人情報保護法の概要、いわゆる「過剰反応」への対応策等</li> <li>・対象者:民間事業者、民生委員・児童委員、地方公共団体職員など一般国民(参加人数約3,100人)</li> </ul> <p>○広報用ポスターの作成  上記説明会等を広報するポスターを作成し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。</p> <p>○適切な個人情報の共有に関する調査  孤立死対策として、いわゆる「地域見守り協定」を締結するなど、情報の共有を図っている取組等について調査を行った。</p>
厚生労働省	<p>○「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」の共有  各市区町村における民生委員に対する個人情報の提供状況等について調査を行い、その中でも積極的に個人情報を提供している市区町の好事例を取りまとめ、以下の事務連絡で共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」(平成24年7月17日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡。各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)担当課宛)</li> </ul> <p>○児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項についての事務連絡  児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、児童相談所及び市区町村が医療機関との連携・情報共有体制を構築するに当たって留意すべき事項や、情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係などについて、以下の通知を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知。各都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区児童福祉・母子保健主管部(局)長宛)</li> </ul>



第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1 個人情報に関する苦情処理の状況(平成24年度)

(1) 受付機関の状況

受付機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
地方公共団体	消費生活センター	434	511	554	473	450	397	484	431	409	353	389	398	5,283	94.0%
	その他	18	11	9	14	18	14	18	20	9	11	9	13	164	2.9%
国民生活センター		18	18	19	18	11	11	19	19	11	11	11	10	176	3.1%
合計		470	540	582	505	479	422	521	470	429	375	409	421	5,623	100.0%

(注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計

2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計

3. 「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成25年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。

「その他」受付分は、同年6月28日までの国民生活センター受領分

(2) 年齢

	件数	割合
10代以下	104	1.8%
20歳以上	545	9.7%
30歳以上	1,149	20.4%
40歳以上	1,403	25.0%
50歳以上	834	14.8%
60歳以上	686	12.2%
70歳以上	391	7.0%
不明	511	9.1%
合計	5,623	100.0%

(3) 性別

	件数	割合
男性	2,750	48.9%
女性	2,811	50.0%
その他	46	0.8%
不明	16	0.3%
合計	5,623	100.0%

(4) 職業

	件数	割合
給与生活者	2,706	48.1%
自営・自由業	278	4.9%
家事従事者	1,107	19.7%
学生	147	2.6%
企業・団体	35	0.6%
行政機関	10	0.2%
無職	835	14.8%
その他	4	0.1%
不明	501	8.9%
合計	5,623	100.0%

## (5) 事業分野の状況

事業分野	件数	割合
医療	137	2.4%
金融・信用	404	7.2%
情報通信	1,514	26.9%
その他の事業分野	2,318	41.2%
不明	1,341	23.8%
合計 (重複分を除く。)	5,623	100.0%

## (6) 相談内容の状況

相談内容	件数	割合
不適正な取得	2,282	40.6%
同意のない提供	1,167	20.8%
漏えい・紛失	1,138	20.2%
目的外利用	863	15.3%
開示等	211	3.8%
苦情等の窓口対応	191	3.4%
情報内容の誤り	68	1.2%
オプトアウト違反	64	1.1%
委託先等の監督	39	0.7%
その他	966	17.2%
合計 (重複分を除く。)	5,623	100.0%

## (7) 処理結果の状況

処理結果の種類	件数	割合
助言(自主交渉)	4,218	75.0%
その他情報提供	971	17.3%
あっせん解決	174	3.1%
他機関紹介	136	2.4%
処理不要	78	1.4%
処理不能	33	0.6%
あっせん不調	13	0.2%
合計	5,623	100.0%

(注) 1. 表中の「助言(自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。

2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言(自主交渉)」に該当しないものを指す。

2-1 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成24年度)

(1) 漏えいした人数

所管府省	件数	漏えいした人数				
		500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
金融庁	84	38	23	17	4	2
総務省	41	34	3	2	1	1
文部科学省	15	12	2	0	0	1
厚生労働省	8	7	0	1	0	0
農林水産省	15	11	2	1	1	0
経済産業省	74	34	23	10	7	0
国土交通省	98	90	6	2	0	0
環境省	1	0	0	0	0	1
合計 (重複分を除く。)	319 (100.0%)	215 (67.4%)	57 (17.9%)	29 (9.1%)	13 (4.1%)	5 (1.6%)

- (注) 1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。  
 2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数を用いる。

(2) 漏えいした情報の種類

所管府省	件数		漏えいした情報の種類					
			顧客情報		従業員情報		その他の情報	
		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ
金融庁	84	6	84	6	1	0	1	0
総務省	41	25	40	24	0	0	2	1
文部科学省	15	0	14	0	0	0	1	0
厚生労働省	8	0	8	0	2	2	0	0
農林水産省	15	1	15	1	2	2	0	0
経済産業省	74	5	69	5	7	0	5	0
国土交通省	98	52	96	50	4	2	5	3
環境省	1	0	0	0	0	0	1	0
合計 (重複分を除く。)	319 (100.0%)	87 (27.3%)	309 (96.9%)	84 (26.3%)	14 (4.4%)	4 (1.3%)	15 (4.7%)	4 (1.3%)

- (注) 1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。  
 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入  
 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。  
 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合

(3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

所管府省	件数	電子媒体のみ 135件(42.3%)				紙媒体のみ 179件(56.1%)				電子媒体と紙媒体 3件(0.9%)				不明
		措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	措置有	一部措置有	措置無	不明	
金融庁	84	5	1	17	2	0	5	52	0	0	0	1	0	1
総務省	41	4	1	9	0	0	9	18	0	0	0	0	0	0
文部科学省	15	2	0	6	3	0	0	3	0	0	0	0	1	0
厚生労働省	8	1	0	3	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0
農林水産省	15	2	0	2	0	2	3	3	3	0	0	0	0	0
経済産業省	74	14	9	25	5	1	1	17	1	0	0	1	0	0
国土交通省	98	10	0	19	3	1	0	60	4	0	0	0	0	1
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (重複分を除く。)	319 (100.0%)	36 (11.3%)	11 (3.4%)	75 (23.5%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	15 (4.7%)	152 (47.6%)	8 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)

(注) 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4) 漏えい元・漏えいした者

所管府省	件数	事業者											委託先											不明
		件数	従業者			第三者			その他	不明	件数	従業者			第三者			その他	不明					
			件数	意図的	不注意	不明	件数	意図的				不注意	不明	件数	意図的	不注意	不明			件数	意図的	不注意	不明	
金融庁	84	58	53	2	35	16	2	1	1	0	1	2	21	8	2	5	1	3	0	3	0	0	10	5
総務省	41	24	20	0	19	1	3	3	0	0	0	1	17	16	2	14	0	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	15	13	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	8	7	0	6	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	15	11	5	0	5	0	5	4	1	0	1	0	4	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0
経済産業省	74	58	33	0	33	0	19	17	2	0	2	4	15	9	2	7	0	4	3	1	0	2	0	1
国土交通省	98	87	86	2	82	2	0	0	0	0	0	1	10	10	0	9	1	0	0	0	0	0	0	1
環境省	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (重複分を除く。)	319	247	208	4	184	20	29	25	4	0	3	7	64	44	5	37	2	8	4	4	0	2	10	8
	(100.0%)	(77.4%)	(65.2%)	(1.3%)	(57.7%)	(6.3%)	(9.1%)	(7.8%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.9%)	(2.2%)	(20.1%)	(13.8%)	(1.6%)	(11.6%)	(0.6%)	(2.5%)	(1.3%)	(1.3%)	(0.0%)	(0.6%)	(3.1%)	(2.5%)

(注) 合計欄の( )内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5) 事業者による改善措置

所管府省	件数	事業者による改善措置										改善措置 実施せず	不明
		安全管理対策				その他の対応							
			組織的	技術的		本人への 謝罪・連絡	専用窓口 の設置	商品券等 の配布	警察への 届出	その他			
金融庁	84	84	78	78	11	59	51	17	0	5	4	0	0
総務省	41	41	41	41	13	39	39	6	2	17	0	0	0
文部科学省	15	15	15	15	0	15	15	0	0	8	0	0	0
厚生労働省	8	8	8	8	0	8	7	0	0	5	1	0	0
農林水産省	15	15	15	15	6	14	12	6	0	9	1	0	0
経済産業省	74	74	73	69	55	66	58	29	10	27	11	0	0
国土交通省	98	98	98	93	20	97	94	11	4	27	6	0	0
環境省	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
合計 (重複分を除く。)	319 (100.0%)	319 (100.0%)	311 (97.5%)	302 (94.7%)	99 (31.0%)	283 (88.7%)	263 (82.4%)	67 (21.0%)	14 (4.4%)	90 (28.2%)	23 (7.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

- (注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。  
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。  
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答  
3. 合計欄の( )内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

所管府省	件数	認定個人情報保護団体への所属	認定個人情報保護団体への報告
金融庁	84	46	25
総務省	41	19	13
文部科学省	15	0	0
厚生労働省	8	1	0
農林水産省	15	2	0
経済産業省	74	23	23
国土交通省	98	6	6
環境省	1	0	0
合計 (重複分を除く。)	319	90	63 (70.0%)

- (注) 1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。  
 2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。  
 また、合計におけるパーセンテージは、認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。



## 2-2 平成24年度における主な個人情報漏えい事案

※ 平成24年度中に事業者が公表した個人情報漏えい事案(所管省庁において把握したものに限定。)のうち、漏えいのあった個人情報が50,001件以上の事案を掲載(公表されている情報のみ記載)

事業者名	所管官庁	公表日	漏えい人数 (最大)	漏えい情報 (主なもの)	漏えいの原因	漏えい後の対応策	各省庁による 報告の徴収の 有無
株式会社三菱東京UFJ銀行	金融庁	平成24年11月13日 (追加公表) 平成24年12月25日	約560万名 (追加公表) 約112万名	氏名、口座番号、取引金額等	誤廃棄	情報管理の強化・徹底	
株式会社リンクステーション	経済産業省	平成24年6月1日	約128万件	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、顧客番号、契約番号、契約内容	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正なアクセス経路の遮断</li> <li>不正なアクセスに関する監視／検知能力向上</li> <li>データ保護の強化</li> <li>その他の物理的・技術的安全管理措置の実施</li> <li>セキュリティマネジメント体制の強化</li> <li>社内教育の徹底</li> <li>継続的な第三者機関による監査の実施</li> <li>クレジットカード利用のモニタリングの実施</li> <li>PCI-DSS(クレジットカード業界の国際セキュリティ基準)の取得</li> </ul>	
損害保険ジャパン株式会社	金融庁	平成24年6月21日	約40万人	CD-ROM(正副2枚)に保存した積立型保険契約の満期返れい金および解約返れい金に関するデータ。 【詳細】 契約者名(カナ)、請求者名(カナ)、証券番号、満期日、口座情報、満期返れい金額、解約返れい金額、支払日等	管理不足による紛失	再発防止を目的とした、バックアップデータの取扱いルールの見直し、及び社員へのお客さまデータ取扱いルールの再徹底。	有
株式会社福岡銀行	金融庁	平成24年7月23日	約25万件	氏名、住所、生年月日、電話番号、口座番号等	事務取扱及び保存年限の誤認等による誤廃棄	当該廃棄帳票の電子化及び本部での即時集中保管を実施。	
株式会社レアジョブ	経済産業省	平成24年5月13日	約12万件	氏名、ニックネーム、メールアドレス、パスワード、登録Skype名、レッスンの受講履歴	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会設置、第三者認証制度の導入</li> <li>ファイアーウォールの設定強化</li> <li>通信セキュリティ強化</li> </ul>	
株式会社イオン銀行	金融庁	平成24年12月7日	約9万6千人	郵便番号、住所、氏名	CD-ROMの紛失	社内ルールの厳格な運用の徹底	

事業者名	所管官庁	公表日	漏えい人数 (最大)	漏えい情報 (主なもの)	漏えいの原因	漏えい後の対応策	各省庁による 報告の徴収の 有無
カルピス株式会社 (委託先:株式会社博報堂)	農林水産省	平成24年7月13日	約9万6千人	キャンペーンで収集した、氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢	個人情報を管理していた外部委託先の担当者がデータを決められた手順どおりに廃棄処分せず、所有するノートパソコン(会社貸与)にデータをコピーして不正に保有、その後、インターネット上で閲覧できる状況になっていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用の電話問合せ用窓口を設置。加えて、個人情報を閲覧された可能性があるユーザーに対しては、お詫びと経緯の説明とともに不正利用への注意を促すため連絡</li> <li>再発防止策として、(1)外部委託先選定基準の見直し、(2)個人情報をはじめとする機密情報に関する監査方法の強化、(3)情報管理者の再教育などを柱とした個人情報管理の強化徹底を図る。</li> </ul>	
株式会社ウェブシャーク	経済産業省	平成24年10月30日	約9万4千件	氏名、クレジットカード番号、有効期限	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード情報非保持</li> <li>ウイルスソフト導入</li> <li>ファイアウォールの設置</li> <li>認定制度の導入</li> </ul>	有
郵便事業株式会社 (現日本郵便株式会社)	総務省	平成24年5月22日	約8万件	代々木支店が配達を受け持つ地域(郵便番号の上3桁が「151」)の以下の情報 (1)全世帯の住所 (2)全世帯の氏名(事業所名)世帯主、家族、同居人の別 (3)配達順路 (4)転居情報 転居者氏名、新旧住所、転送期間	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内全社員に対し、指導を徹底し、再発防止に努める。</li> </ul>	
株式会社学情	経済産業省	平成24年9月27日	約7万2千件	メールアドレス	不正アクセス	セキュリティ強化	
株式会社キャリアインデックス	経済産業省	平成25年2月28日	約5万3千件	「パソコンのメールアドレス」「携帯のメールアドレス」「パスワード」	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理の運用を再検討</li> <li>セキュリティ強化</li> </ul>	
株式会社スクウェア・エニックス	経済産業省	平成24年9月14日	約5万2千件	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス、クレジットカード番号	不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象サイトの閉鎖</li> <li>別サイトに移行</li> <li>委託の際の外注管理に対する社内ルールの策定・社内研修の実施</li> </ul>	

3 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成24年度)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
警備業	警察庁	一般社団法人全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護士資格の取得推進(随時) ・相談・問合せへの対応(平成24年度1件)
証券業	金融庁	日本証券業協会	27	21	0	0	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度16件)
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	22	5	0	4	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度:166件) ・対象事業者向けの研修会の実施(平成25年2月) ・対象事業者における個人情報漏えい等事案の調査(平成24年度12回(毎月))
保険業	金融庁	一般社団法人 日本損害保険協会	16	0	0	0	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度:24件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年1月) ・相談員向けの通信研修実施(平成24年8~10月) ・対象事業者への情報提供(平成24年度:11件) ・対象事業者の個人情報漏えい事案等に関する状況の集計実施(平成24年8月、9月、12月) ・ホームページでの情報提供(随時)
保険業	金融庁	一般社団法人 外国損害保険協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者への注意喚起情報提供(随時)
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	111	32	0	20	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度:102件) ・会員向け研修会の実施(平成25年1月) ・苦情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成25年1月)
信託業	金融庁	一般社団法人 信託協会	3	0	0	2	0	0	・対象事業者に対する情報の提供(平成24年4月、10月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年2月)
投資信託委託業	金融庁	一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けの研修会の実施(平成25年3月) (一般社団法人 日本投資顧問業協会と共催) ・対象事業者による個人情報の漏えい事案への対応(報告・改善策等の受領) (苦情に至らないものやEメール送信時の誤操作等軽微なもの:38件)
証券投資顧問業	金融庁	一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	30	0	0	・対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年3月) ・協会宛報告のあった個人情報漏えいの事例集を作成、会員に周知(平成24年6月) ・ホームページでの情報提供(随時)
貸金業	金融庁	日本貸金業協会	8	8	0	0	0	0	・要請があった対象事業者に対し、個人情報保護に関する研修(講師派遣)の実施(平成24年4月~平成25年3月:2回(2社)) ・協会ホームページにおいて認定個人情報保護団体の認定に係る周知及び個人情報漏えいに係る報告について掲載(随時) ・協会報において個人情報漏えいに係る記事掲載(平成24年6月)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	10	10	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人(本人)からの相談への対応(平成24年度5件・累計52件)</li> <li>・対象事業者からの相談への対応(平成24年度5件・累計106件)</li> <li>・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年7月)</li> <li>・ホームページによる情報提供(随時)</li> <li>・一斉同報による対象事業者への情報提供・随時(平成24年度1回)</li> </ul>
電気通信事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本データ通信協会	191	25	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・問合せへの対応(平成24年度387件)</li> <li>・通信事業者向けのセミナーの実施(平成24年5月～6月)</li> <li>・通信事業者向けのパンフレットの配布(随時)</li> <li>・ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
プライバシーマーク付与認定事業者が行う事業	総務省 経済産業省	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	106	5	28	28	0	0	<p>&lt;相談・問合せへの対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護苦情相談室への申出は106件であり、「説明要求」及び「資料請求」を行った33件以外の73件については、個人情報保護苦情相談室より相談者に説明を行い解決したものである。また、プライバシーマーク事務局消費者相談窓口へは別途314件の申出があり対応を行なった。</li> </ul> <p>&lt;対象事業者向け研修会の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の一環として、平成24年度付与事業者向け研修会と兼ねた「認定個人情報保護団体研修会」を平成24年10月から平成25年1月にかけて全国5都市6会場で開催し、1,279名の参加を得た。</li> </ul> <p>&lt;個人情報漏えい事案への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク付与事業者による個人情報漏えい等事案への対応と併せ、認定個人情報保護団体対象事業者については事案への対応と、経済産業省への定期報告を行った。</li> </ul>
製薬業	厚生労働省	日本製薬団体連合会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・問合せへの対応(平成24年度2件)</li> </ul>
医療	厚生労働省	社団法人 全日本病院協会	1	0	0	24	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・問合せへの対応(平成24年度25件【内訳:苦情処理1件、指導24件】)</li> <li>・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年6月1回、11月3回 計4回)</li> <li>・ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
医療	厚生労働省	一般社団法人 日本病院会	1	0	0	0	0	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・問合せへの対応(平成24年度4件)</li> <li>・対象事業所の診療情報管理士向けの個人情報保護研修会の実施(平成24年9月)</li> </ul>
医療・介護	厚生労働省	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者以外の相談への対応(平成24年度5月～12月、6件)</li> <li>・東日本大震災及び原発事故により被災した自治体と連携し「災害時における自治体の個人情報の取扱いに関する勉強会」を開催(平成24年度8回)</li> <li>また、事例集を作成</li> </ul>
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理規則第3条の改定に伴い、苦情相談窓口運営要綱を変更した。(平成24年9月)</li> <li>・対象事業者に対して、苦情相談窓口運営要綱の変更につき連絡(平成24年9月)</li> <li>・対象事業者向け研修会の実施(平成25年3月)</li> </ul>
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記事項なし</li> </ul>

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
介護・福祉	厚生労働省	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0	・特記事項なし
手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティックス・リラクゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	1	0	0	0	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度1件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年度12回開催) ・ホームページでの情報提供(随時)
ギフト用品に関する事業	経済産業省	社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	・会員向けのメールマガジンである『全ギ協通信』において、情報漏えい、不審メールの実例などを情報提供(平成24年10/31、同12/1、平成25年1/23号の3回) ・第26回通常総会(平成24年6月1日)において、個人情報漏えいの実例を事務局が報告。あわせて、パンフレットを配布し、個人情報保護の大切さを訴える。 ・本協会が平成17年から事業として展開している「ギフトプライバシーマーク」(GPマーク)制度の平成24年度の取得会員企業は11社 ・ホームページでの情報提供(随時)
クレジット事業	経済産業省	社団法人 日本クレジット協会	11	11	0	0	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度合計438件) ・対象事業者向けの個人情報管理責任者研修講座の実施(平成25年3月、全国3地区) ・対象事業者向けの個人情報に関する相談担当者研修講座の実施(平成24年10月～11月、全国3地区) ・従業者向け啓発資料「個人情報取扱ハンドブック」作成・配布 ・対象会員への訪問ヒアリング(個人情報の取扱いに関する実態把握及び適宜適切な情報提供) ・ホームページでの情報提供(随時)
印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省	社団法人 東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	・相談件数=15件 ・冊子、パンフレット等啓発資料:機関誌「月刊東京グラフィックス」8月号から3月号まで8回連載 ・情報提供:(社)日本グラフィックサービス工業会のインターネット放送「JaGraBB」に11月28日に実施したセミナーの様子を収録し、1月から放映を開始した。 ・セミナーの実施:11月28日に会員40名が参加して①消費者からみた個人情報保護②プライバシーマーク付与事業者によるPMSの実務のパネルディスカッションの開催 ・ホームページでの情報提供(随時)
小売業	経済産業省	一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者への個人情報保護に関する取組を説明(平成24年10月・平成25年3月) ・ホームページでの情報提供(随時)
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	8	8	0	0	0	0	・相談・問合せへの対応(平成24年度76件) ・対象事業者向けの「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の新旧対照表の配布(平成24年随時配布) ・ホームページでの情報提供(随時)

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
経済産業分野	経済産業省	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・問合せへの対応(平成24年度0件)</li> <li>対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年11月)</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
経済産業分野	経済産業省	長野県個人情報保護協会	2	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・問合せへの対応(平成24年度2件)</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
結婚情報サービス業	経済産業省	一般社団法人 結婚相談業サポート協会	7	0	0	3	0	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会員対象の講習会開催(平成24年度3回開講)</li> <li>協会員対象のカウンセラーセミナー実施(平成24年度3回実施)</li> <li>広報誌の作成(平成24年度4回作成、ホームページへ掲載)</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚相手紹介サービス協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・問合せへの対応(平成24年度109件。ただし、対象事業者以外の相談48件を含む。)</li> <li>対象事業者向けの講習会の実施(代表者、幹部対象に、平成24年度6、9、2月)</li> <li>対象事業者顧客向けリーフレットの作成・随時配布</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> <li>東京都消費生活総合センターとの情報連絡会1回、他認定個人情報保護団体との意見交換(随時)</li> </ul>
結婚情報サービス業	経済産業省	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	32	20	0	5	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者向けのセミナー 平成24年6月13日(東京)、14日(大阪)、15日(名古屋) 平成24年11月14日(東京)、15日(大阪)、16日(名古屋)</li> <li>東京、名古屋、大阪で毎月開催する定例会(加盟社を集めた会合)での注意喚起</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
結婚情報サービス業	経済産業省	ナノライセンス結婚専科システム協議会	0	0	0	0	0	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年6月2回、10月2回、平成25年3月2回)</li> <li>対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成24年5月作成、随時配布)</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> <li>他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施</li> </ul>
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・問合せへの対応(平成24年度0件)</li> <li>対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレットの配布(平成19年12月作成、随時配布)</li> <li>対象事業者向けのセミナーの実施(平成25年2月)</li> <li>職員の個人情報保護指針についての研修</li> </ul>
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者向けのセミナーの実施(平成24年11月)</li> <li>対象事業者向けのパンフレットの配布</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> </ul>
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>問合せへの対応(平成24年度3件)</li> <li>対象事業者向けの研修会の実施(平成24年10月)</li> <li>ホームページでの情報提供(随時)</li> <li>ガイドライン及びQ&amp;A等の提供(平成24年6月、10月発送)</li> <li>加盟事業者の取組の程度把握のためのアンケート実施(平成24年12月)</li> </ul>

対象事業等分野	所管府省	名称	法第42条及び第43条に基づく措置						その他の活動
			苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置(注)	
ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者	経済産業省	一般社団法人日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子、パンフレット等啓発資料（JAPICO紹介チラシ）3000部作成</li> <li>・冊子、パンフレット等啓発資料（講習会案内チラシ）3000部作成</li> <li>・情報提供実績 平成24年7月19日 理事会開催について</li> <li>・研修会・セミナー等実施実績 平成24年5月22日 6月17日</li> </ul>
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	56	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・問合せへの対応（平成24年度46件）</li> <li>・対象事業者向けのセミナーの実施（平成24年10～12月、計12回開催）</li> <li>・対象事業者における個人情報漏えい事例の情報提供（月1回）</li> <li>・理事会、委員会等を通じた安全管理措置の徹底の周知</li> </ul>
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	一般社団法人 全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者全員に個人情報保護指針の遵守指導の明示</li> <li>・対象者向け研修の実施（平成24年7月から11月にかけて全国5地域で開催された職員研修会等において、講師を派遣し個人情報の安全監理措置等の研修を実施）</li> </ul>
賃貸住宅管理業	国土交通省	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	0	0	0	0	0	0	なし
合計		計39団体	613	145	28	116	2	37	

(注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

### 第3章 法施行後8年間(平成17年度～平成24年度)の施行状況の傾向

年度	事業等分野ごとの ガイドラインの策定数 (各年度末時点)	認定個人情報保護団体 の認定の状況 (各年度末時点)	個人情報取扱事業者に 対する主務大臣による 権限行使	個人情報に関する 苦情相談件数	事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数					
					合計	500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
平成17年度	21分野 33ガイドライン	30団体	勧告1件 報告の徴収87件	14,028件	1,556件	1,114件	220件	167件	37件	18件
平成18年度	22分野 35ガイドライン	34団体	勧告4件 報告の徴収60件	12,876件	893件	683件	109件	60件	36件	5件
平成19年度	23分野 36ガイドライン	35団体	報告の徴収83件	12,728件	848件	667件	104件	60件	17件	0件
平成20年度	24分野 38ガイドライン	37団体	報告の徴収28件 助言1件	9,779件	538件	408件	73件	38件	18件	1件
平成21年度	27分野 40ガイドライン	38団体	勧告2件 報告の徴収18件	8,559件	490件	350件	76件	41件	15件	7件
平成22年度	27分野 40ガイドライン	38団体	報告の徴収15件	6,212件	413件	297件	58件	42件	13件	3件
平成23年度	27分野 40ガイドライン	39団体	報告の徴収16件 助言1件	5,267件	420件	295件	64件	41件	13件	7件
平成24年度	27分野 40ガイドライン	39団体	報告の徴収8件	5,623件	319件	215件	57件	29件	13件	5件



参照条文等

## ○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## ○個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定、平成二十年四月二十五日及び平成二十一年九月一日一部変更）（抄）

### 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

#### (2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

##### ⑤ 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について消費者庁に報告するものとする。

消費者庁は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、消費者委員会に報告するものとする。